

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>○水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）</p> <p>水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第<u>八条</u>第一項の規定により、<u>不当廉売関税</u>を課する。</p> <p>一 法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）（<u>第三条</u>第一項において単に「水酸化カリウム」という。）</p> <p>二 大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条において「中国」という。）</p> <p>三 平成二十八年八月九日から平成三十三年八月八日までの期間</p> <p>2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするものうち、平成二十八年四月九日から同年八月八日までの期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、<u>法</u>第八条第二項第一号の規定により、<u>不当廉売関税</u></p>	<p>水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令</p> <p>（課税物件）</p> <p>第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税率法（以下「法」という。）第<u>八条</u>第九項の規定により、<u>同項</u>第一号に規定する暫定的な関税（以下「<u>暫定不当廉売関税</u>」という。）を課する。</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 この政令の施行の日から平成二十八年八月八日までの期間</p>

を課する。

3| この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあつては四十九・五パーセント、中国を原産地とするものにあつては七十三・七パーセントとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

2| 同上

（税率）

第二条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあつては四十九・五パーセント、中国を原産地とするものにあつては七十三・七パーセントとする。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあつては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあつては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。